

Ⅲ 人員・設備・運営基準

1 人員に関する基準

職種	配置基準	サービス内容
管理者	原則として専ら管理業務に従事する者を配置する。	全てのサービス
サービス提供責任者	1人以上配置する。	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援
サービス管理責任者	1人以上配置する。	障害福祉サービス(短期入所を除く)
相談支援専門員	1人以上配置する。	地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援
児童発達支援管理責任者	1人以上配置する。	障害児(通所・入所)支援

届出している者を変更した場合は、変更日から10日以内に「変更届」を事業者指定担当係に提出すること。

Ⅲ 人員・設備・運営基準

変更届

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/11_henkoutodoke.html



札幌市 障害 変更届 検索

ホーム 防災・防犯・消防 暮らし・手続き 健康・福祉・子育て 教育・文化・スポーツ 観光・産業・ビジネス

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がいのある方へ > 事業者指定 > 7. 変更届について

事業者指定

- 1. 指定基準について
- 2. 資格要件について
- 3. 指定申請書等様式
- 4. 報酬算定に係る体制等届出書等様式
- 5. 指定更新について
- 8. 指定基準に係る省令及び条例について
- 9. 指定事業者一覧
- 指定申請等の手続きについて
- 体制加算等届けの提出について
- 6. 移動支援事業者の登録(変更)について
- 7. 変更届について
- 14. 体制及び加算に係る届出
- 平成27年度福祉・介護職員処遇改善(特別)加算実績報告
- 12. 指定取消し及び指定の効力の停止
- 平成27年度報酬改定について
- 業務管理体制整備に関する届出について

7. 変更届について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法に係る変更届様式について掲載しています。

(1) 変更届の提出期限等

変更内容により提出期限が異なりますので、下記をご確認ください。

[PDF 事業者指定に係る申請及び届出一覧表\(PDF:99KB\)](#)

※受理通知が必要な場合はお申し出ください。

事業所移転の際は他の法律・制度についてもご確認ください。

※消防法施行令の一部が平成27年4月1日より改正されます。詳細は[消防局のページ](#)をご確認ください。

[PDF 他の法律・制度について\(2015.10月\)\(PDF:501KB\)](#)

(2) 変更届様式

障害福祉サービス事業	Excel 変更届(エクセル:34KB)
障害者支援施設	PDF 変更届(PDF:40KB)
障害児通所支援事業	Excel 変更届(エクセル:36KB)
障害児入所施設	PDF 変更届(PDF:38KB)
一般相談支援	Excel 変更届(エクセル:35KB)
特定相談支援	PDF 変更届(PDF:32KB)
障害児相談支援	

なお、事業者のEメールアドレスを変更した場合、下記の変更届を提出してください。(Eメールによる送信可)

様式第2号

変更届出書

平成 年 月 日

札幌市長様

申請者所在地
(設置者) 名称
代表者 印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

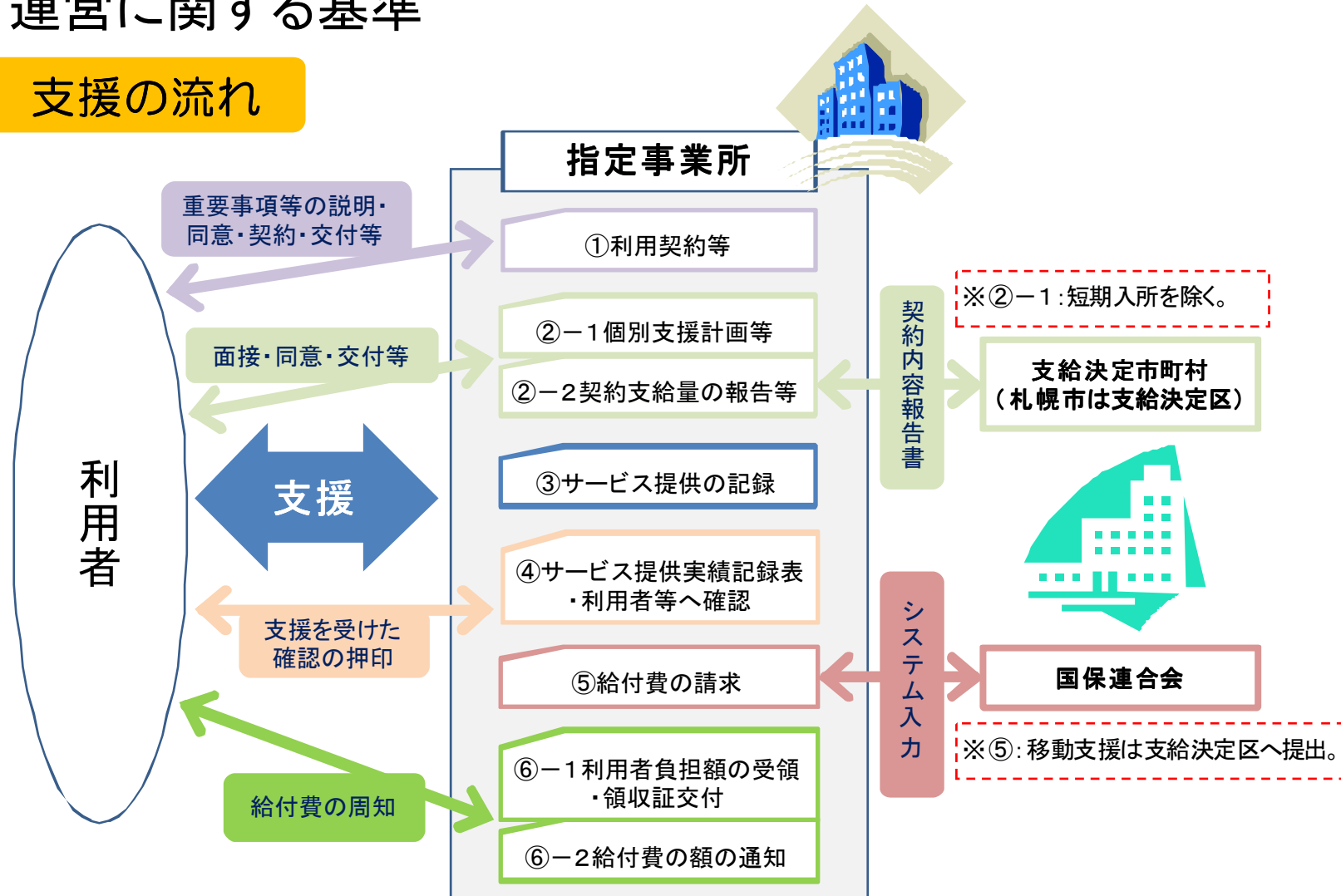
指定内容を変更した事業所(施設)	事業所番号 名称 所在地 サービスの種類	変更の内容
変更があった事項		
1] 事業所(施設)の名称	(変更前)	
2] 事業所(施設)の所在地(設置の場所)		
3] 申請者(設置者)の名称		
4] 主たる事業所の所在地		
5] 代表者の氏名及び住所		
6] 定款・審判行為等及びその登記簿の謄本又は条約等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)		
7] 事業所(施設)の平面図及び設備の概要		
8] 事業所(施設)の管理者の氏名及び住所		
9] 事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所		
10] 事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所		
11] 主たる別荘者		
12] 運営規程	(変更後)	
13] 介護給付費等の請求に関する事項		
14] 事業所の種別(併設型・空床型の別)		
15] 併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員		
16] 協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約内容		
17] 障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要		
18] 当該申請に係る事業の開始予定年月日		
19] 併設する施設がある場合の当該併設施設の概要		
20] 同一敷地内にある入所施設及び病棟の概要		
変更年月日	平成 年 月 日	

札幌市のホームページ上に、支援している事業ごとの届出書の様式を掲載。

Ⅲ 人員・設備・運営基準

2 運営に関する基準

支援の流れ



Ⅲ 人員・設備・運営基準

① 利用契約等

- 事業者は、支給決定障害者等がサービスの利用の申込みを行ったときは、当該申込みを行った者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の申込者のサービスの選択に資すると認められる**重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。**
- 事業者は、**社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付等**を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（市条例43号第16条第1項 他）
- 重要事項を記した文書
運営規程の概要、従業者の勤務体制、**事故発生時の対応、苦情処理の体制等**の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項。
- **社会福祉法第77条**の規定
 - ・ 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
 - ・ 当該事業の経営者が提供する事業の内容
 - ・ 当該事業の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - ・ 当該事業の提供開始年月日
 - ・ 事業に係る苦情を受け付けるための窓口

（解釈通知 H18障発1206001号）

Ⅲ 人員・設備・運営基準

②－1 個別支援計画等

- 1 **サービス提供責任者**は、利用者又は利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的な指定居宅介護の内容等を記載した**居宅介護計画**を作成しなければならない。(市条例43号第33条及び第50条)
- 2 指定療養介護事業所の管理者は、**サービス管理責任者**に指定療養介護に係る**個別支援計画**の作成に関する業務を担当させるものとする。(短期入所を除く。)(市条例43号第61条他準用、第211条)
- 3 **サービス提供責任者**は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した**重度障害者等包括支援サービス利用計画(サービス利用計画)**を作成しなければならない。(市条例43号第110条)
- 4 **指定地域移行支援従事者**は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定**地域移行支援計画**を作成しなければならない。(平24厚令27第20条)
- 5 **指定地域定着支援従事者**は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定**地域定着支援に係る台帳**を作成しなければならない。(平24厚令27第42条)
- 6 指定特定相談支援事業所の管理者は、**相談支援専門員**に基本相談支援に関する業務及び**サービス等利用計画**の作成に関する業務を担当させるものとする。(平24厚令28第15条)
- 7 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の**児童発達支援管理責任者**に指定児童発達支援に係る**通所支援計画**の作成に関する業務を担当させるものとする。(市条例62号第30条他準用)
- 8 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の**児童発達支援管理責任者**に**入所支援計画**の作成に関する業務を担当させるものとする。(市条例62号第104条他準用)
- 9 指定障害児相談支援事業所の管理者は、**相談支援専門員**に**障害児支援利用計画**の作成に関する業務を担当させるものとする。(平24厚令29第15条)

Ⅲ 人員・設備・運営基準

②-1 個別支援計画等

作成の流れ

